

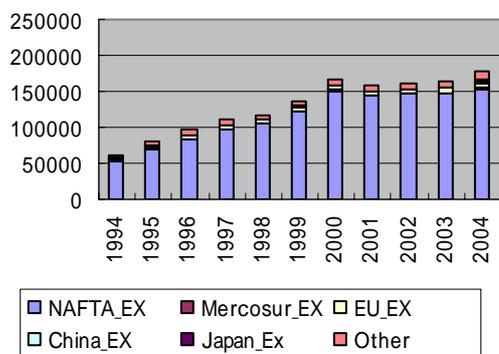
「日本メキシコ経済連携協定の背景と問題点」 浜口伸明(神戸大学経済経営研究所)

参考文献: 拙稿「動き出す日本・メキシコ経済連携協定」(『世界週報』2005年4月12日号)

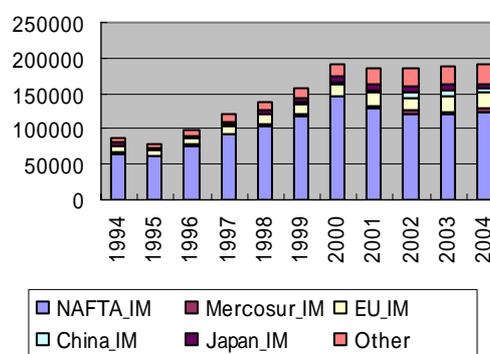
(1) 日本・メキシコ貿易関係

メキシコ: 貿易相手国構成(単位 100万ドル)

輸出

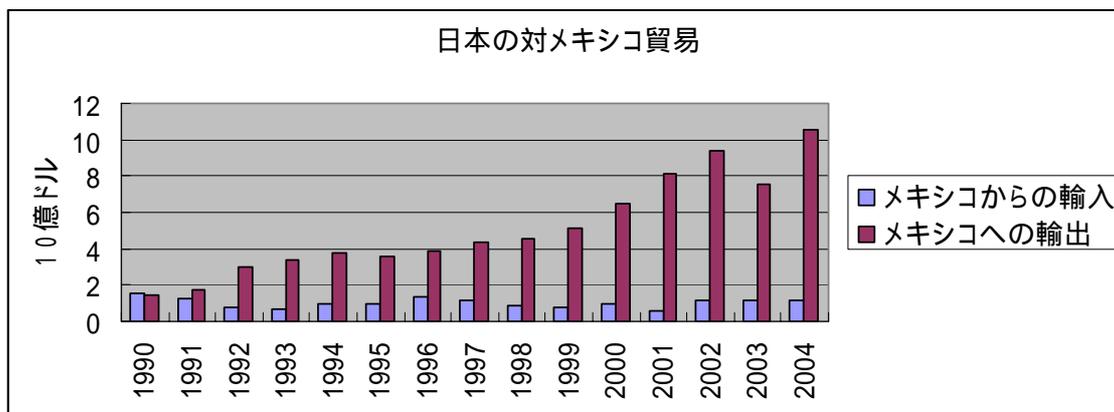


輸入



	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
GDP 成長率	-6.2%	5.2%	6.8%	5.0%	3.8%	6.6%	0.0%	0.8%	1.4%	4.2%
人口	約 1 億人 / GDP 76349 億ペソ					(6765 億ドル) / 一人当たり 6538.7 ドル				

(出所) IMF, DOTS & IFS



(出所)メキシコ統計局[NEGI]

(2)日墨 EPA クロノロジー

- 1994年 1月1日 NAFTA発効
- 1998年 セデージョ大統領来日 日墨FTA 提唱
- 1999年 日墨自由貿易協定のわが国産業界への影響に関する報告書
(1999年4月20日(社)経済団体連合会 日本メキシコ経済委員会
日墨協定に関する懇談会)
- 2000年4月10日 「日墨自由貿易協定締結に向けた交渉の早期開始を勧告する共同声明」
(第23回日本メキシコ経済協議会)
- 2000年4月 JETRO・SECOFI共同報告書
- 2000年7月1日 メキシコ EU FTA発効
- 2001年 マキラドーラの関税ドローバック制度をNAFTA域内貿易適用除外
PROSECによる代替始まる
- 2001年5月 小泉・フォックス会談(東京) 日墨産官学共同研究会設置
- 2001年10月23日 「日墨自由貿易協定の早期締結を改めて求める」
(第24回日本メキシコ経済協議会共同声明)
- 2002年7月 日墨共同研究会報告書
欧米企業に市場を奪われ、年間4000億円の輸出利益が逸失。
(約6200億円の国内生産減少、約3万2千人の雇用喪失)
関税負担(平均16%)により欧米企業との競争に負けて日本企業は撤退
(発電プラントでは年間1200億円の損失、1万人以上の雇用喪失)
部品調達の日本製からNAFTA製への変更が国内経済に悪影響
EPAの経済効果予測は、日本の輸出0.13%増大、メキシコの輸出
1.68%増大、日本の実質GDP0.03%増大、メキシコの実質GDP
1.08%増大(計量モデルは計測が困難な効果があり、実際の経済効
果は更に大きいと言及。)
- 2002年10月 小泉・フォックス会談(ロスカボス) FTA交渉開始宣言。1年後に交渉決着を
予定。
- 2002年10月30日 「日墨自由貿易協定の政府間交渉開始を歓迎するとともに、早期締結を強く
望む」(第25回日本メキシコ経済協議会共同声明)
- 2003年6月16日 「日墨経済連携協定の政府間交渉に関する要望」(日本経団連 日本メキシ
コ経済委員会)
- 2003年7月15日 (社)全国養豚協会、全国養豚経営者会議、日本養豚事業協同組合の養豚関
係団体がFTA等対策協議会を設立。この後50万人以上の署名を集め、豚肉
の自由化品目からの除外を要求。

- 2003年8月5日 「日墨経済連携協定の早期締結を求める」 ((社)日本経済団体連合会・日本商工会議所・(社)経済同友会・(社)日本貿易会)
- 2003年10月 フォックス大統領来日。交渉まともならず。メキシコ側が農業5品目(牛肉・豚肉・鶏肉・オレンジ生果とオレンジジュース)で3年目以降の関税引き下げ率についての明確なコミットメントを求めて、決着つかず。
- 2003年10月15日 第26回日本メキシコ経済協議会共同声明
- 2004年3月15日 日墨EPA大筋合意共同記者会見
- 2005年4月1日 日墨EPA発効

(3) 企業と農業の対立

経団連「一部産業の保護は国益に反する」

農業「食の自給と安全・環境を工業の犠牲にするな」

企業部門は、鉄鋼、自動車の市場開放と政府調達入札への欧米企業と同等の内国民待遇、およびマキラドーラ制度改編後の課税を回避する。

自動車(50%関税)は6年間国内市場シェア5%を無税枠として獲得。その後数量枠撤廃。

鉄鋼(18%~23%)は6~10年間で段階的に関税撤廃。

あいまいさ残った農産物5品目の取り扱い

	メキシコ側の主張 10月	大筋合意3月
豚肉	【割当枠】5万トン 8万トン、無税、【全般】基準価格の大幅引き下げ	【割当枠】3.8万トン 8万トン、従価税半減(4.3% 2.2%)【全般】基準価格は変更せず
オレンジジュース	【割当枠】5,000トン 1万トン、無税	【割当枠】4,000トン 6,500トン、関税半減(25.5% 12.8%)
牛肉・鶏肉・オレンジ生果	【割当枠】発効時点で商業的に意味のある割当枠の数量と関税水準を約束すべき	【市場開拓枠】牛肉、オレンジ生果は当初2年間、鶏肉は1年間、10トンの無税枠、【割当枠】牛肉は3,000トン 6,000トン、鶏肉は2,500トン 8,500トン、オレンジ生果は2,000トン 4,000トン、関税水準は市場開拓期間満了までに再協議

すでに輸入実績がある、アスパラガス、かぼちゃ、レモン、パパイア、マンゴー、アボガド、七面鳥の肉、卵白、SPF卵(ワクチンの製造などに使う無菌の特殊な卵)、豆類、丸太、製材、えび、きはだまぐろ、くらげはすでに関税が低く3%程度で即時無税。

はちみつ、トマトピューレー、ペーストなどのトマト加工品、いかなどは無税枠を設定。

コメ、麦の一部、リンゴ、ミカン、乳製品、合板、クロマグロ、サバ、ホタテガイ等、は自由化から除外。

メキシコの農産物についての懸念

- 1) 低コスト。しかしこれまでにあまり輸入実績がないので短期間で輸出能力がすぐに脅威となるほどに拡大してくるとは考えられず、さほど心配ではない。
- 2) メキシコを経由してアメリカ産品が迂回輸出されること、またアメリカ生産者がメキシコに生産拠点を作って輸出すること。
- 3) 対メキシコ EPA で合意される事項が、対アジア EPA や WTO 交渉にはねかえること。

農林水産省「FTA基本方針」

- 1) 交渉相手側の関心にはできるだけ対応するが、関税撤廃が困難なものについては例外品目とする
- 2) 関税撤廃を行う場合は十分な経過期間をおく
- 3) 二国間セーフガードを設ける
- 4) 関税撤廃の影響を緩和する国内措置を講ずる
- 5) 原産地規則で迂回輸出を防止する
- 6) 関税撤廃の代わりに技術協力提供する
- 7) 日本からの農林水産品の輸出にも積極的に活用する
- 8) 衛生検疫措置を徹底する

「日墨自由貿易協定の早期締結を改めて求める」

経団連とメキシコ国際企業連盟(COMCE)は、2001年10月22日～23日、東京・経団連会館において第24回日本メキシコ経済協議会を開催した。日本側からは川本信彦日本メキシコ経済委員長を団長に約70名が、またメキシコ側からはゴンザレス・サダ団長およびデルバス経済大臣はじめ40名を超える官民の経済関係者が参加し、両代表団は日墨自由貿易協定(FTA)の早期締結を求めていくことを改めて確認した。

日墨自由貿易協定に関して双方代表団から、以下のような意義や重要性が強調された。日墨FTAは、メキシコの有する豊富な天然資源と優秀な労働力、日本の有する産業資本と技術とを結び付け、双方の産業と経済をさらに発展させる契機となる。

日墨FTAは両国のより強い連帯意識を生み出し、新たなビジネス分野における両国産業界の協力を推進し、日墨関係を一段と緊密かつ建設的なものにする。

31カ国とFTAを結んでいるメキシコは米州におけるFTA先進国であり、北米、中南米、欧州の巨大なトライアングル市場の中心に位置している。日墨FTAは、このトライアングル市場とアジア市場をつなぐ重要な手段となる。

日本側からは以下のより率直な意見が出された。

NAFTA(北米自由貿易協定)と昨年7月のEUメキシコ自由貿易協定の発効により、日本企業は米国、カナダ、EU諸国に比べて、関税面のみならず入札評価の面でも、域外国企業であるためのハンディキャップを負うことになり、対メキシコ・ビジネスにおいて不利な立場に立たされている。対墨経済関係の縮小を強く懸念する。

メキシコは日本企業にとって中南米の重要な生産拠点であり、ここでの競争で欧米企業に後れをとることは、日本企業の中長期的な中南米戦略にも大きな支障をきたすことになる。日本国内の一部産業を保護するために、日墨自由貿易協定の交渉が先延ばしになり、ビジネス上のハンディキャップを負うことは一部産業のために大多数の産業が犠牲になることを意味し、国益上も問題が多い。

日墨両政府間では、すでに「経済関係強化のための日墨共同研究会」が設置され、自由貿易協定の可能性をも含め、包括的な協議が行われている。年内には日本初の自由貿易協定である「日本シンガポール経済連携協定」が締結されることとなっている。こうした状況を踏まえて、日墨両代表団は、この「共同研究会」が両国の消費者や生産者の便益を総合的に判断し、日墨自由貿易協定締結に向けて建設的な提言を行うことを期待するものである。また、日墨両国経済界としても、日墨FTAに対する国民的な理解を醸成すべく、これまでにまして積極的に世論を喚起していかなければならない。

なお、NAFTA向けマキドローラ制度の代替措置として、本年1月1日に発効したPROSEC優遇税制について、日本側から以下の要望がなされた。

PROSEC優遇税制は、優遇税率対象品目や適用関税率が突然変更されるなど、問題が少なくない。本制度の暫定補完措置として Regla Octava(レグラオクターバ)利用の認可を受けることも可能であるが、これはあくまでも暫定的な時限措置にすぎない。

メキシコ政府には、PROSEC優遇税制に関する法律の安定性、予見性の確保とともに、対象品目の追加、同優遇税制の恒久化を要望する。また、レグラオクターバの有効期限についても、現在の6カ月間から1年間に延長することも必要と考える。

(注)下線は浜口による。

意見広告



現在、メキシコとのFTA(自由貿易協定)の締結に向けた交渉が本格化している。食料自給率の低下は、食料安全保障の観点から、重大な課題である。食料自給率の低下は、食料安全保障の観点から、重大な課題である。食料自給率の低下は、食料安全保障の観点から、重大な課題である。

食の確保は国づくりの基本

現在、日本の食料自給率は約40%に低下し、食料自給率の低下は、食料安全保障の観点から、重大な課題である。食料自給率の低下は、食料安全保障の観点から、重大な課題である。食料自給率の低下は、食料安全保障の観点から、重大な課題である。

食は命、自給率の回復を

食は命、食の確保は国づくりの基本です。食料自給率の低下は、食料安全保障の観点から、重大な課題である。食料自給率の低下は、食料安全保障の観点から、重大な課題である。食料自給率の低下は、食料安全保障の観点から、重大な課題である。

どんがっ “から考えよう”



食料自給と

国づくり

美味しい豚肉 いつまでも国産で!

食の問題、養豚産業の危機から

私たちが養豚産業は安全で美味しい豚肉を供給するために、国産豚肉に力をあせし続けてきました。しかし、最近では、メキシコとのFTA交渉が本格化し、食料自給率の低下が懸念されています。食料自給率の低下は、食料安全保障の観点から、重大な課題である。

FTA等対策協議会 (社) 全国養豚協会、全国養豚経営者会議、日本養豚事業協同組合
〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-37-20 (社) 全国養豚協会内 TEL 03-3370-5473 FAX 03-3370-7937

日本の豚肉生産を応援してください。
ただいま、メキシコとのFTA(自由貿易協定)における豚肉除外についての署名活動を行っています。
ぜひ、ご協力をお願いいたします。

次世代に
つなごう
安全
食の
国産豚肉

私たちが
日本の養豚家は、
安全でおいしい
豚肉作りに
頑張ります。

約40年前、日本は100万戸を超える養豚家がありました。しかし、年々、国際競争の中で厳しい淘汰を受け、急激に戸数が減少し、現在は1万戸程度の養豚家が国内の豚肉生産を担っています。現在、日本の豚肉は約55%が国産で、残りは外国からの輸入に頼っています。私たちは、日本の豚肉生産を応援し、日本の食生活に貢献するために、安全でおいしい豚肉を消費者の皆様へ提供し、国内の生産基盤を維持し続けたいと考えています。

今、メキシコとの自由貿易協定の交渉の中で、豚肉が関税撤廃品目としての指定を受けると、残念ながら現在の条件下では国内生産は非常に厳しいものになります。対メキシコFTA交渉は、今後進展するであろうWTOやアジアの国々との地域貿易協定との関係でもあります。問題は豚肉だけでなく、あらゆる他の農産物にも波及します。そしてそれは、国内の養豚産業を弱体化させ、自給率の低下を招くこととなります。農業には高品質の畜産物も、環境を守り、心のやすやすと与える大切な機会があり、日本にはなくてはならない産業なのです。消費者の皆様、是非私たちの豚肉作りを応援してください。私たちは皆様方に満足いただけるよう、おいしくて安全・安心の豚肉作りを頑張っています。

[連絡先]
FTA等対策協議会 (全国養豚協会、全国養豚経営者会議、日本養豚事業協同組合)
〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-37-20 (社) 全国養豚協会内 TEL 03-3370-5473 FAX 03-3370-7937

対メキシコ FTA 交渉の大筋合意に対する全中会長談話 (2004 年 3 月 12 日)

- (1) 本日、わが国とメキシコとの FTA (自由貿易協定) について政府間の大筋合意がなされたが、農業分野において焦点となった豚肉については、差額関税制度の基本を堅持し、ギリギリの内容で決定された。オレンジ果汁についても、他の国からの輸入に代替することを念頭に置いた工夫がなされたものと受け止めている。長期間にわたる、これまでの関係者のご苦勞に感謝したい。
- (2) しかし、今後の実際の影響を注視したうえで、国内需給や価格に影響を生じないよう所要の対策が必要である。
- (3) 今後、交渉がすすむ東アジア諸国との EPA (経済連携) については、米をはじめ生産作物が類似しており、競合する品目が多いことから、より難しい交渉になると見込まれる。とりわけ、東アジア諸国の農村の貧困等を考えるとき、双方の農業者の発展と各国農業の共存をすすめるものでなければならず、品目ごとの事情を検証したうえで、関税引下げ等と協力とのバランスをとったものにする必要がある。
- (4) 今般のメキシコとの交渉の経過を踏まえるとき、工業サイドの要求の実現のために、農業にしわ寄せが来るといような構図ではなく、各界各層との合意をはかり、政府一体となり、交渉が進められることを強く期待するものである。

(参考)日本メキシコEPA条文構成

前文

第1条 目的

第2条 定義

第3条 商品貿易

アネックス1 関税引き下げスケジュール、アネックス2 貿易規制撤廃に関するメキシコ側の施政、アネックス3 蒸留酒の原産地表示、

第4条 原産地規則

アネックス4 原産地規則細則

第5条 原産地証明と通関手続き

アネックス5 原産地証書

第6条 2国間セーフガード

第7条 投資

アネックス8 国家に限定される分野

アネックス9 最恵国待遇の例外

アネックス6 現存する措置の留保事項

アネックス7 将来措置への留保事項

第8条 サービス貿易

第9条 金融サービス

第10条 ビジネス目的の入国と短期滞在

アネックス10 適用範囲

第11条 政府調達

第12条 競争

アネックス11 機関、アネックス12 商品取引、アネックス13 サービス取引、アネックス14 建設サービス、アネックス15 関値、アネックス16 メキシコに関する一般的注釈、アネックス17 公開、アネックス18 調達手続き

第13条 ビジネス環境の改善

第14条 二国間協力

第15条 紛争解決

第16条 条約の実施と運用

第17条 例外措置

第18条 その他